



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 113 広域連合の設立許可 (市町村課)
- 114 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 115 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 116 " (")
- 117 保安林予定森林 (森林整備課)
- 118 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 119 " (")
- 120 公共測量の実施 (技術調査課)

○ 人事委員会告示

- *1 職員の任用等に関する規則の実施規程等の一部を改正する規程
- 2 平成15年和歌山県人事委員会告示第10号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の全部改正

○ 選挙管理委員会告示

- 9 政治団体の設立の届出
- 10 政治団体の届出事項の異動の届出
- 11 政治団体の解散の届出
- 12 政治団体の収支報告書の要旨
- 13 資金管理団体の届出
- 14 資金管理団体の届出事項の異動の届出

○ 公告

- 県有物品売払公告 (県民生活課)
- 労働者委員の候補者の推薦 (労働企画課)

○ 諸報

和歌山県道路公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法 (和歌山県道路公社)

告 示

和歌山県告示第113号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の規定により、広域連合の設立を次のとおり許可した。

平成19年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 広域連合の名称
和歌山県後期高齢者医療広域連合
- 2 許可年月日

平成19年1月24日

- 3 設立年月日
平成19年2月1日
- 4 広域連合を組織する地方公共団体
和歌山県内の全市町村
- 5 広域連合の処理する事務
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成18年政令第294号)で定める事務については、関係市町村において行う。
 - (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
 - (2) 医療給付に関する事務
 - (3) 保険料の賦課に関する事務
 - (4) 保健事業に関する事務
 - (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

和歌山県告示第114号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年3月24日まで縦覧に供する。

平成19年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年1月24日
- 2 名称
特定非営利活動法人くちくまのクラブ
- 3 代表者の氏名
山中善道
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1361番地2
- 5 定款に記載された目的
この法人はすべての人々が、スポーツ・レクリエーション・文化・教育・その他ボランティア活動に親しめる環境づくりを行い、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」を基本理念に健やかに暮らせるための人づくりや地域づくり、公益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第115号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010101610	ヘルパーステーション そうわ	和歌山市山吹丁9	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社創和	和歌山市山吹丁9	平成18.11.1	平成24.10.31
3010101602	ヘルパーステーション あさか	和歌山市新庄465	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	医療法人あさかクリニック	和歌山市新庄466-1	平成18.11.1	平成24.10.31

和歌山県告示第116号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010101628	ケアチームおたすけママ	和歌山市北土佐丁37番地	居宅介護 重度訪問介護 通院等乗降介助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社おたすけママ	和歌山市湊通丁南一丁目3番地の10	平成18.12.1	平成24.11.30
3012300251	くすのき訪問介護サービス	新宮市熊野川町日足1217番地	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	くすのき株式会社	新宮市熊野川町日足1217番地	平成18.12.1	平成24.11.30
3011000282	特定非営利活動法人リトルハンド	橋本市隅田町真土187番4号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	特定非営利活動法人リトルハンド	橋本市隅田町真土187番4号	平成18.12.1	平成24.11.30
3011000290	れもんケア橋本	橋本市岸上557-5 レモンハウス103	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社れもんケア	和歌山市西浜三丁目6番1号	平成18.12.1	平成24.11.30
3011700360	れもんケア打田	紀の川市古和田237-3	居宅介護 重度訪問介護 通院等乗降介助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社れもんケア	和歌山市西浜三丁目6番1号	平成18.12.1	平成24.11.30

和歌山県告示第117号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字荒田598の1・598の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、大字井谷字住屋谷510の1、520

- 指定の目的 土砂の流出の防備

- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒田598の1・598の2・字住屋谷510の1・520(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田

川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第118号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成19年2月15日(木)午前11時00分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 氏名 澤口康之
 - (2) 住所 徳島県小松島市和田島町字明神東21番地の8
 - (3) 漁業許可 なし
 - (4) 許可番号 なし
 - (5) 使用船舶 漁船 第一・二靖昇丸(T02-3012・3013)

和歌山県告示第119号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成19年2月15日(木)午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 氏名 井村保祐
 - (2) 住所 徳島県小松島市和田島町字東新開138番地
 - (3) 漁業許可 なし
 - (4) 許可番号 なし
 - (5) 使用船舶 漁船 第一・第二東宝丸(T02-2831・2832)

和歌山県告示第120号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(カラー撮影)
- 2 作業期間 平成19年2月2日から平成19年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市、海南市、紀美野町の一部

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

職員の任用等に関する規則の実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年2月2日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人

職員の任用等に関する規則の実施規程等の一部を改正する規程

(職員の任用等に関する規則の実施規程の一部改正)

第1条 職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表第5の(1)の表吏員又は吏員相当職の欄中「吏員又は吏員相当職」を「主事、技師又は主事若しくは技師相当職」に改め、同表の(3)の表を削り、同表の備考第11項を次のように改める。

11 現業職の採用の選考基準は、中学卒以上とする。

別表第5の備考第12項から備考第15項までを削る。

(人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部改正)

第2条 人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程(昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

所属名 _____

人事異動発令内容一覧表

次のとおり発令する。

年 月 日

任命権者 職 氏名

氏 名	異 動 内 容	確 認 印	別 途 人 事 異 動 通 知 書 交 付

別紙第1項中「職級（吏員、主事補、技師補及び現業員等の区分、警察官の階級、職務の級）」を「職員又は職級（警察官の階級又は職務の級）」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第2号

平成15年和歌山県人事委員会告示第10号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）の全部を次のように改正する。

平成19年2月2日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

口頭により開示請求をすることができる個人情報				口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	試験の種類	請求できる人	開示する内容		
和歌山県職員採用Ⅰ種（大学卒業程度）試験	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1週間	人事委員会事務局
	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
和歌山県職員採用Ⅱ種（短大卒業程度）試験	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1週間	人事委員会事務局
	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
和歌山県職員採用Ⅲ種（高校卒業程度）試験	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1週間	人事委員会事務局
	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
和歌山県警察官A採用試験	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1週間	人事委員会事務局
	第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
	第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
和歌山県警察官B採用試験	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1週間	人事委員会事務局
	第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
	第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
和歌山県資格免許職等職員採用選考試験	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1週間	人事委員会事務局
	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		

和歌山県育休等任期付職員採用試験(Ⅲ種相当)	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間	人事委員会事務局
	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
和歌山県育休等任期付職員(資格免許職等)採用選考試験	第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間	人事委員会事務局
	第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規

定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
田花みさお後援会	東力	田花典子	新宮市馬町1-1-2	平成18.12.13	政治団体	
東信介後援会	東和男	東佳代	東牟婁郡那智勝浦町大字朝日3-88	平成18.12.13	政治団体	
よしもと昌純後援会	吉本昌純	宮田志郎	和歌山市田尻183	平成19.1.5	政治団体	
中村紘一郎をささえる会	外山靖夫	三田陸子	東牟婁郡那智勝浦町勝浦416-1	平成19.1.9	政治団体	
松林洋行後援会	中谷伸一	畠中隆次	有田郡広川町広567番地12	平成19.1.10	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
土井ゆみこ後援会	代表者	土井義子	大石智子	平成18.11.29	政治団体	
	主たる事務所の所在地	橋本市隅田町芋生141	橋本市隅田町芋生460-18			
上西あきお後援会	代表者	津田三一郎	中西啓介	平成18.12.18	政治団体	
和歌山県藤井基之薬剤師後援会	会計責任者	稲葉真也	永井尚	平成18.12.19	政治団体	
和歌山県薬剤師連盟	会計責任者	稲葉真也	永井尚	平成18.12.19	政治団体	
和歌山市薬剤師連盟	代表者	稲葉真也	岩本研	平成18.12.20	政治団体	
	会計責任者	伊沢一博	稲葉真也			

民主党和歌山県総支部連合会	代表者	山部弘	岸本周平	平成 18.12.20	政党の支部
	会計責任者	岩橋喜博	山部弘		
民主党和歌山県第2区総支部	代表者	山部弘	岸本周平	平成 18.12.20	政党の支部
	会計責任者	山本希世	木村茂晴		
民主党和歌山県第3区総支部	代表者	山部弘	岸本周平	平成 18.12.20	政党の支部
	会計責任者	大久保尚洋	山上美知		
矢本おさむ後援会	会計責任者	矢本雅	矢本三代	平成 18.12.26	政治団体
民主党和歌山県総支部連合会	主たる事務所の所在地	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル4F	平成 19.1.11	政党の支部
建朋会	主たる事務所の所在地	和歌山市寄合町44 宮本ビル4F	和歌山市九番丁4-1-204	平成 19.1.12	政治団体

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
木村良樹を支える白浜会	小竹幸	平成 18.11.27	平成 18.11.27
木村良樹新宮後援会	森久文	平成 18.12.1	平成 18.12.5
木村よしき上富田後援会	山下郁夫	平成 18.12.4	平成 18.12.7
木村よしき後援会広川支部	石原久男	平成 18.11.20	平成 18.12.11
木村よしき湯浅町後援会	伏木建	平成 18.12.13	平成 18.12.15
木村よしきかつらぎ町後援会	山本恵章	平成 18.12.18	平成 18.12.18
クリーンな市政を守る会	中谷譲二	平成 18.11.30	平成 18.12.20
木村よしき由良町後援会	中井勤	平成 18.12.3	平成 18.12.20
矢本おさむ後援会	矢本伊	平成 18.12.26	平成 18.12.26

こぐま後援会	小熊紀史	平成 18.12.27	平成 18.12.27
日高郡木村良樹後援会	笹朝一	平成 18.12.25	平成 18.12.28
黒石正男後援会	大松勲	平成 18.12.31	平成 19.1.5

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成19年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	木村良樹を支える 白浜会	木村良樹新宮後援 会	木村よしき上富田 後援会	木村よしき後援会 広川支部
報告年月日	平成18年11月27日	平成18年12月5日	平成18年12月7日	平成18年12月11日
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る 公職の種類				
1 収入総額	0	8,195,141	11,952	0
ア 前年繰越額	0	6,729,703	11,949	0
イ 本年収入額	0	1,465,438	3	0
2 支出総額	0	1,379,302	11,952	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計		1,465,000	
	(a) 個人分 (うち特定寄附)		1,465,000	
	(b) 法人その他の団体分			
	(c) 政治団体分			
	(イの寄附のうちあつせん によるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入			
カ その他の収入		438	3	
4 支出の内訳	ア 経常経費		1,023,282	11,952
	(ア) 人件費		553,595	
	(イ) 光熱水費			
	(ウ) 備品・消耗品費		72,303	11,952
	(エ) 事務所費		397,384	
	イ 政治活動費		356,020	
	(ア) 組織活動費		356,020	
	(イ) 選挙関係費			
	(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費			
	(a) 機関紙誌の 発行事業費			
(b) 宣伝事業費				
(c) 政治資金パーティー 開催事業費				
(d) その他の事業費				
(エ) 調査研究費				
(オ) 寄附・交付金				
(カ) その他の経費				
5 資産等の状況				
(*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	木村よしき湯浅町 後援会	木村よしきかつら ぎ町後援会	クリーンな市政を 守る会	木村よしき由良町 後援会
報告年月日	平成18年12月15日	平成18年12月18日	平成18年12月20日	平成18年12月20日
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る 公職の種類				
1 収入総額	75,946	30,410	1,540,168	0
ア 前年繰越額	75,924	30,410	0	0
イ 本年収入額	22	0	1,540,168	0
2 支出総額	75,946	0	1,540,168	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計		1,540,168	
	(a) 個人分 (うち特定寄附)		1,540,168	
	(b) 法人その他の団体分		600,000	
	(c) 政治団体分			
	(イの寄附のうちあつせん によるもの)		940,168	
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入			
カ その他の収入	22			
4 支出の内訳	ア 経常経費	75,946		527,784
	(ア) 人件費			350,000
	(イ) 光熱水費			
	(ウ) 備品・消耗品費	5,146		177,784
	(エ) 事務所費	70,800		
	イ 政治活動費			1,012,384
	(ア) 組織活動費			
	(イ) 選挙関係費			
	(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費			1,012,384
	(a) 機関紙誌の 発行事業費			
(b) 宣伝事業費			1,012,384	
(c) 政治資金パーティー 開催事業費				
(d) その他の事業費				
(エ) 調査研究費				
(オ) 寄附・交付金				
(カ) その他の経費				
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	矢本おさむ後援会	こぐま後援会	日高郡木村良樹後援会	黒石正男後援会	
報告年月日	平成18年12月26日	平成18年12月27日	平成18年12月28日	平成19年1月5日	
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る公職の種類					
1 収入総額	0	0	763,346	0	
ア 前年繰越額	0	0	763,301	0	
イ 本年収入額	0	0	45	0	
2 支出総額	0	0	763,346	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	カ その他の収入			45	
	4 支出の内訳			670,746	
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			300,000 219,000 49,800 101,946	
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			92,600 47,600 45,000	
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)					

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条

の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
吉本昌純	和歌山市議会議員	よしもと昌純後援会	和歌山市田尻183番地	吉本昌純	平成19.1.5

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告

示する。

平成19年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
中拓哉	和歌山県議会議員	中拓哉の会	公職の種類	和歌山県議会議員	和歌山市議会議員	平成18.12.26
大橋建一	和歌山市長	建朋会	主たる事務所の所在地	和歌山市寄合町44宮本ビル4F	和歌山市九番丁4-1-204	平成19.1.12

公 告

県有物品売払公告

県有物品の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札により売り払う物品
 - (1) エンジン付単席ゴーカート（日邦産業株式会社製SRX-10）7台
 - (2) エンジン付複席ゴーカート（日邦産業株式会社製SRX-20）8台

上記（1）及び（2）の合計15台を一括して入札に付し、まとめて売り払う。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
 - (2) 3により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。
- 3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、平成19年2月2日（金）から平成19年2月9日（金）までの間に所定の申込書により和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課に一般競争入札への参加を申し込まなければならない（郵送の場合

は、郵便書留によることとし、平成19年2月9日（金）まで必着とする。）。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課

(2) 期間

平成19年2月2日（金）から平成19年2月9日（金）の午前9時から午後5時30分まで

5 入札説明書を交付する場所及び期間

4の（1）及び（2）に同じ。

6 売払物品を公開する場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西18-1
和歌山交通公園

(2) 日時

平成19年2月9日（金）午前10時から午前11時30分までの間

7 一般競争入札等の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課 入札室

(2) 日時

平成19年2月14日（水）午後1時30分

8 入札の方法

- (1) 入札書には、希望する買受金額を記入すること。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札場所において納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付する。
- (3) (2)の規定にかかわらず、落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により、契約保証金に充当することができる。
- (4) (1)の場合において、入札に参加しようとする者は、金融機関が振り出した保証小切手(和歌山県内の手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より5日以内のもので、受取人は持参人払いとしたもの)を担保に提供して入札保証金の納付に代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、当該小切手の金額とする。

10 契約及び契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、平成19年2月21日(水)までに契約を締結し、同時に売買代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、落札者が売買代金の全額を即納する場合は、契約保証金の納付を免除する。

11 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から2週間以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を県の収納機関に納付しなければならない。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

13 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条の規定に基づき定めた予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2350

(2) 契約書作成の要否
要

公 告

和歌山県労働委員会労働者委員の欠員に伴い、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定により補欠委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、次の要項により労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成19年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県労働委員会委員候補者推薦要項

1 推薦資格を有する者

労働者委員の候補者を推薦できる者は、和歌山県内に組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。したがって、国家公務員、地方公務員又は国营企業職員の組織する組合は、推薦資格を有しないが、地方公務員でも地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)の適用を受ける地方公営企業職員及び単純な労務に雇用される者の組織する労働組合は、推薦資格を有するものとする。

2 推薦される者の資格

労働者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、委員の候補者に推薦される者の資格を有しないものとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者(労働組合法第19条の12第4項において準用する同法第19条の4第1項)
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

労働組合は、別に定める推薦書によること。
なお、推薦書を提出するときは、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付すること。

4 推薦書の提出期間

平成19年2月2日から平成19年2月16日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

諸 報

和歌山県道路公社公告

和歌山県道路公社（以下「公社」という。）は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき、公社の紀の川河口大橋有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のように定める。

平成19年2月2日

和歌山県道路公社 理事長 仁 坂 吉 伸
和歌山県道路公社の紀の川河口大橋有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法

（適用）

第1条 公社が法第24条第1項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って公社の紀の川河口大橋有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

（定義）

第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条に定めるところによる。

（料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第3条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（閉鎖施設の通過の禁止）

第4条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。